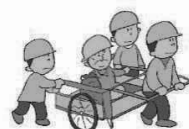


6 避難・避難誘導訓練

訓練の目的

- ・突然の災害時にも落ち着いて避難行動をとることができるように、避難経路・避難場所・避難所を確認する。
- ・自主防災組織としての避難の要領を把握し迅速かつ安全に避難できるようにする。
- ・自主防災組織の管轄内の住民の避難状況を把握する方法を確認する。
- ・避難行動要支援者の避難支援の方法を確認する。



準備するもの

- メガホン（ハンドマイク）
- 搬送用資機材（担架、車いす等）
- 負傷者役のダミー人形等
- 無線機（トランシーバー）

避難・避難誘導訓練の実施方法の例

- ①情報連絡班が、地域の住民に避難指示等の情報を伝達する。
- ↓
- ②避難誘導班は、メガホン等を活用して住民に避難を呼びかける。
- ↓
- ③住民は各自避難場所・避難所に避難する。
（避難行動要支援者については、事前に決めた支援者が避難誘導を支援する。）
- ↓
- ④避難誘導班は、搬送用具を使って負傷者（ダミー人形）を避難場所・避難所まで搬送する。
- ↓
- ⑤避難場所・避難所において、避難誘導班は集合した住民を確認する。
・避難の状況無線機や携帯電話を使用して、地区災害対策本部に報告する。
- ↓
- ⑥まだ避難していない人がいる場合は、手分けして安否を確認する。



避難の判断基準

災害が発生した場合、避難が必要かどうかは、①地区の特性、②住宅の被害状況、③周囲からの危険（延焼・隣接ビルの倒壊など）が迫っているか等を考慮して判断します。

なお、災害対策基本法に基づき、市長が避難について発令した場合には、必ず発令の内容に従って行動してください。

市長から発令される避難に関する情報には、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3種類があります。これらは、必ずしも段階的に発令されるわけではありませんので、注意してください。

●避難判断のポイント

ポイント	すぐに避難が必要な場合
①自分の地区は危険な場所なのか	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水災害等の危険がある地区の場合 ・土砂災害（特別）警戒区域となっている場合 ・周囲に危険物施設・ガス施設等があり、危険だと判断した場合
②自宅は安全か	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が倒壊又は倒壊するおそれがある場合 ・余震により自宅が倒壊するおそれがある場合 ・火の手や煙が近くに見える場合
③周囲から危険が迫って来ているか	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の火災が延焼してくるおそれがある場合 ・隣接ビルなどが倒壊するおそれがある場合
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく市長の発令

●災害対策基本法に基づく避難

項目	概要
高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難。</p> <p>「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。</p>
避難指示	<p>危険な場所から全員避難。</p> <p>立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、危険な場所から避難するタイミングです。</p>
緊急安全確保	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <p>すでに災害が発生・切迫している状況で、安全な避難ができず命が危険な状況です。</p>

●避難誘導にあたっての留意事項

住民への注意喚起
<ul style="list-style-type: none"> ・避難の前にガスの元栓の閉鎖・ブレーカーの遮断を確認する ・避難の際には最低限の荷物とする ・動きやすい服装で避難する（長靴、ハイヒール等はダメ）
避難経路
<ul style="list-style-type: none"> ・安全に避難できるか確認する ・危険箇所がある場合は、速やかに別の避難経路を設定する
避難誘導
<ul style="list-style-type: none"> ・メガホン（ハンドマイク）や誘導棒を使い、安心して避難できるようにする ・夜間には懐中電灯で足下を照らす
避難が終わったら
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所にて住民の安否確認をする ・避難状況について、地区災害対策本部等又は支所に報告する

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」について

「指定緊急避難場所」は、避難が必要となる災害が発生又は発生しそうな場合に、まず身の安全を確保するために避難する場所です。市内には、校庭・公園など 306箇所が指定されています。
(令和3年10月29日現在)

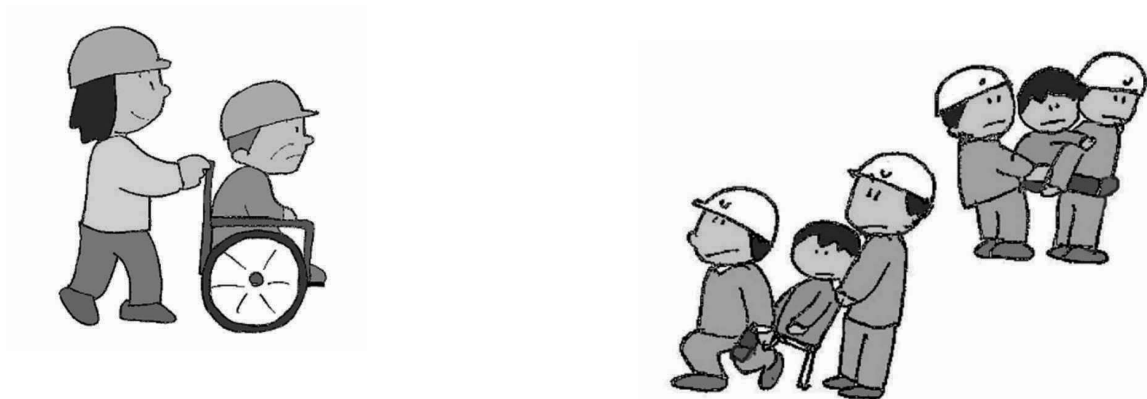
「指定避難所」は、災害により自宅などで生活することができない場合に、一定の期間避難生活を行うための場所です。主に、学校施設内(体育館等)に開設することとなっています。

市では、地区ごとの避難先指定は行っていませんので、最も安全と思われる最寄りの避難場所へ避難してください。

注意事項

地震による災害は、発災後に避難を開始するのに対し、風水害・土砂災害では、発災前に避難を開始することとなるなど、災害の種別によって避難行動を開始するタイミングや避難方法等が異なります。

避難訓練を行う際には、災害の種別を決めて、その災害に応じた避難行動の確認を行うようにしてください。



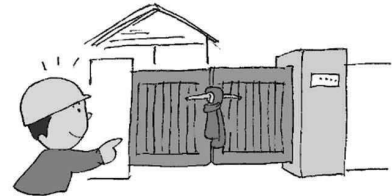
7 タオル等を活用した安否確認訓練

訓練の目的

- ・災害時に迅速に各家庭の安否確認を行う手段を習得する。
- ・自主防災組織でルールを定め、地域住民が共通の対応方法を行う。
- ・迅速かつ効率的に安否確認を行う。

準備するもの

□タオル等（自宅の玄関等に掲げることで目印になるもの）



タオル等を活用した安否確認訓練の実施方法の例

【事前準備】

災害時に、自主的に避難所等へ避難する場合や、自宅において安全が確保されている場合は玄関付近にタオル等目印になるものを掲げるように事前周知を実施する。

自主防災組織で色の指定などルール作りをしておくことも有効です。

①地域住民に訓練開始の合図をする。

（事前に、日時を指定し地域住民に広報をしておいても良い）



②訓練参加家庭は、自宅の玄関等にタオル等を掲げる。

（タオル等の掲示後、避難所へ向かうなど避難訓練と併せて実施しても良い）

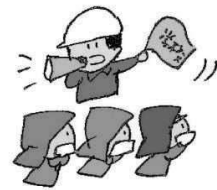


③避難誘導班は、タオル等を目印に各家庭の安否状況を確認する。

目印のない家庭については、呼びかけ等を行う。



④自主防災組織の長に、地域内の安否状況を報告する。



タオル等を活用した安否確認訓練実施の意義

災害が発生した場合、救出活動等が必要な人に対して迅速な対応をするためには、各個人の安否をいち早く確認する必要があります。また、在宅避難や知人・親戚宅への避難など避難行動が多様化してきている中で、地域住民の安否確認を実施するのが困難な場合も多いです。

この訓練実施例のように、タオルなど、ひと目で状況把握が出来る手段で各家庭の安否を迅速かつ効率的に行うことは、災害時等には有効な方法となります。

8 玄関まで避難訓練

訓練の目的

- 主に「要配慮者」を対象として迅速な避難へつなげる手段を確認する。
- 要配慮者の避難行動を確認する。
- 地域内で顔の見える関係性を築く。



準備するもの

□特になし

玄関まで避難訓練の実施方法の例

【事前準備】

- 地域の中で、「要配慮者」を把握しておき、訓練を実施するお宅を決定する。
- 訓練対象者に出来る限り自力で玄関まで出てきてもらうように説明する。

①対象のお宅に訓練開始の合図をする。

(1軒ずつ個別に実施しても良い)



②「要配慮者」に玄関まで避難をしてもらう。(援助者は玄関前で待つ)



③「要配慮者」に対して、災害時には玄関まで出てきてもらえば、援助者が迎えに行く旨を説明する。

(実際に車やリヤカー等を自宅前に準備しておき、避難所まで援助者と一緒に避難するなど避難訓練と併せて実施しても良い)



玄関まで避難訓練実施の意義

「要配慮者」の避難支援は大きな課題です。実災害時に「要配慮者」の避難支援をする援助者にとっても、危険が迫る中で避難支援を行うことには大きなリスクがあります。

「要配慮者」に災害時には玄関まで出てきてもらうように促し、効率良く避難支援をすることが出来れば、お互いにとって少しでもリスク回避が出来るはずです。また、こうした訓練を通じて地域住民が顔の見える関係を築くことで、災害時にスムーズな災害対応活動が出来るようになるはずです。

避難行動要支援者対策

9 避難行動要支援者支援対策等について

1 趣旨

大地震や豪雨などの自然災害が起きた時、行政による「公助」はもとより、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「互助・共助」が、災害による被害を小さくするための大きな力となる。

この「互助・共助」の大きな担い手である自主防災組織等が、いつ起きるか分からない災害に備え、災害時の避難行動要支援者支援対策等について、平時から考えておくことが重要である。

【参考】近年の豪雨災害における高齢者等の被害状況等（内閣府資料から抜粋）

◎平成 30 年 7 月豪雨災害

- ・被害の大きかった愛媛県、岡山県、広島県の死者のうち、60 代以上が約 70%
- ・市町村別死者が最大となった倉敷市においては、70 代以上の高齢者が約 80%

◎令和元年東日本台風災害

- ・13 都県の死亡者のうち、65 歳以上の高齢者が約 65%
- ・「避難する場所やタイミングが分からなかった」（独居知的障害者の方）
- ・「避難を誘導してくれる人がいないと避難できない」（独居視覚障害者の方）

◎令和 2 年 7 月豪雨災害

- ・9 県の死亡者のうち、65 歳以上の高齢者が約 79%
- ・県別で最も死亡者が多かった熊本県では、65 歳以上の高齢者の割合が約 85%

2 避難行動要支援者支援について

（1）平成 25 年度の災害対策基本法改正について

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数が約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次のこと等が定められた。

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

避難行動要支援者対策

(2) 避難行動要支援者名簿について

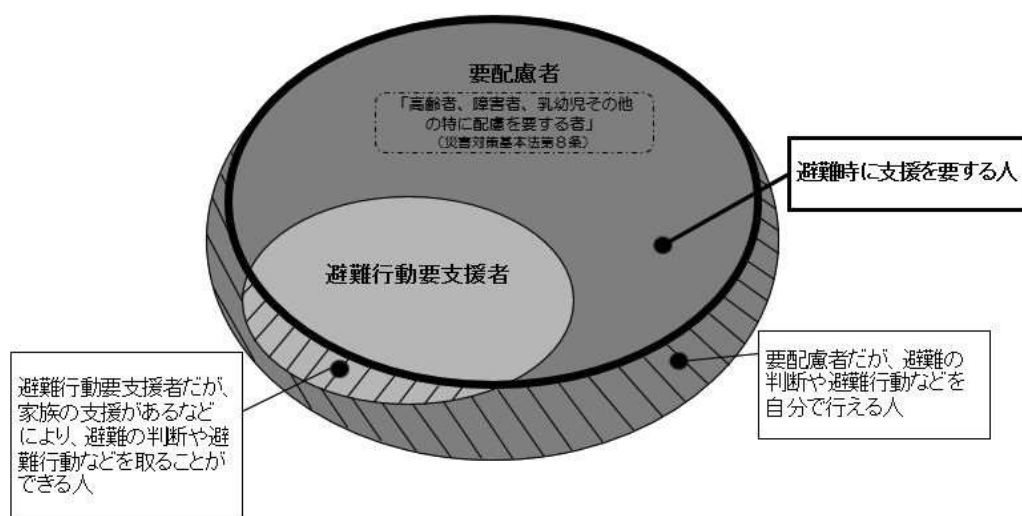
避難行動要支援者とは、災害における情報取得能力、判断能力、身体能力等のいずれかが低下し、災害時の一連の行動に支援を必要とする者である。

(例：75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者、介護保険要介護認定3以上の者、身体障害者手帳の交付を受けた者等)

災害発生時については、災害に関する情報伝達、安否確認及び避難誘導、避難所等での生活支援等に名簿を活用できる。

平時については、地区内の避難行動要支援者の実態把握、個別避難計画の作成支援、住民間での顔のみえる関係づくり等に名簿を活用できる。

【参考】災害時の避難行動に支援が必要な人



(3) 令和3年の災害対策基本法改正について

令和元年東日本台風において、避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報がわかりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生した。

こうした課題に対応するため、国において検討が進められ、5月20日付けで改正災害対策基本法が施行され、法改正後の運用方法等が通知された。

① 警戒レベルの避難情報変更

- 「避難準備・高齢者等避難開始」とされた警戒レベル3が、「高齢者等避難」に変更された。

② 個別避難計画の作成

- 市区町村において作成に努めるよう努力義務が規定された。
- 作成にあたっては、避難行動要支援者等の自ら避難することが困難なものうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、日常から見守りが必要な独居者など優先度が高いと判断される者から作成することが適当である。
- 避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。
(避難行動要支援者に係る部分についてのみ一部抜粋して記載)

避難行動要支援者対策

(4) 個別避難計画を作成する際の優先度の考え方

個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者等の自ら避難することが困難なものうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、日常から見守りが必要な独居者など優先度が高いと判断される者から作成することが適当であるとされている。

*個別避難計画を作成する際の優先度の考え方（引用：長野県社会福祉協議会）

避難に支援が必要な 度合い（目安）		地域の災害リスク		
		高	中	低
A	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援が必要な方 ・入院や施設入所を検討 	最優先		<ul style="list-style-type: none"> ○優先度は低い ○マップを作成し、備えていくことが大切
		【公助中心】 <ul style="list-style-type: none"> ○専門職が対応しないと避難誘導が困難なケース。 ○住民だけの対応が困難。 		
B	<ul style="list-style-type: none"> ・一般避難所での生活が困難 ・福祉避難所の利用を検討 	【自助、共助中心】 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の支え合いで対応していくことが必要。 ○マップが有効になる。 		
C	<ul style="list-style-type: none"> ・一般支援や守りで生活可能 ・一般避難所、在宅での生活を検討 			

図の縦軸のABCが心身等の状態を踏まえた支援が必要な度合いの優先度であり、図の横軸の高中低はハザードマップ等を踏まえた地域の災害リスクである。

従って、心身の状態がAで地域の災害リスクが高い、つまり図の左上に位置する方から優先して個別避難計画を作成していくこととなる。

「わたしの避難計画」を記入し、 災害時に備えておきましょう



○災害時の避難場所を確認しておきましょう。

避難場所までの避難経路を考えておきましょう。

○災害時に必要な支援が受けられるよう、個別避難計画「わたしの避難計画」を作成し、持ち出し品と一緒にしておきましょう。

○避難の仕方（場所）、避難支援等実施者を決めておきましょう。

自分が避難する時に必要な協力者の人数を考え、昼間と夜間の協力者を具体的に決めておきましょう。

協力者がいない方は、地域の区長・民生委員など役員に相談しましょう。避難の支援、安否の確認、避難生活支援を希望する場合は同意書（様式4）にて、同意の意思をお示しのうえ、計画作成の支援を受けてください。

○災害時の持ち出し品の準備をしておきましょう。

- ①持ち出し品は浸水しない場所・持ち出しやすい場所に保管し、持ち出しの協力依頼ができるように表示しておきましょう。
- ②大きな災害が起きると、医院・病院なども当分の間診療ができなくなる可能性があります。常時薬を服用している方は、普段飲んでいる薬の種類等を書いたリストを作っておきましょう。
- ③保険証・身体障害者手帳・精神福祉手帳・介護保険証・医療受給者証・「わたしの避難計画書」等はひとまとめにして、常に身近に置いて、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。
- ④特別な持ち出し品については、機器メーカーと相談しておくことも必要です。
※ 携帯用医療機器 【人工呼吸器・在宅酸素療法】それぞれの使用物品の機器メーカーと、あらかじめ相談しておきましょう。

様式4 個別避難計画の作成・更新・提供に関する同意書

個別避難計画は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者が掲載される避難行動要支援者名簿のお一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における避難行動の際に避難支援等実施者からの支援を受ける可能性が高まります。しかしながら、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、避難生活支援を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません

長野市長 宛

年 月 日

氏名（自署）

個別避難計画【わたしの避難計画】

記入例

初版	作成年月 2022.12	作成支援者 ○林 ○○ ●●居宅介護支援事業所	電話番号 026-225-****
<input checked="" type="checkbox"/> 新規作成 →		<input checked="" type="checkbox"/> 同意書の添付あり	

避難行動要支援者	行政区	富竹	地区名	古里
	フリガナ	マルマル シロウ		
	氏名	○○ 市郎		
	生年月日	1946/6/24	年齢	76
	住所又は居所	長野市富竹▲▲番地		
	性別	男	電話番号	026-296-****
	携帯電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
	同居家族等	なし		
	避難場所 (避難施設)	施設名称 (避難フロア)	○○小学校 2階以上	
	住所	長野市●● ▲▲番地		

⇒ 指定避難所へ避難する場合は、開設されていることを確認すること。計画と異なる避難所へ避難する場合は、安全に配慮すること。

緊急時の連絡先 (家族、友人、知人)	①	フリガナ	マルマル マチロウ	
		氏名	○○ 町郎	
		住所	長野市小島▲▲番地	
		連絡先	電話番号1:026-296-****▲▲ 電話番号2:080-6666-****▲▲ メールアドレス:aa@aaa.ne.jp そのほか:	
	②	フリガナ		
		氏名		
		住所		
		連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: そのほか:	

避難支援等実施者情報	①	フリガナ	シカクイ ムラオ	
		氏名 (団体名及び代表者)	□井 村男	
		住所	長野市富竹▲▲番地15	
		連絡先	電話番号1:026-296-▲▲**** 電話番号2:090-5555-**** メールアドレス: そのほか:	
	②	フリガナ		
		氏名 (団体名及び代表者)		
		住所		
		連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: そのほか:	

【平時非公開項目】
本人、実施者に限る公開

発災時、又は発災のおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等実施者は法的な責任や義務を負うものではありません。

(あてはまるものすべてに☑)

☑ 介護保険の認定を受けている 【要介護区分: **要介護3**】

☑ 手帳所持 【障害名: **聴覚 等級 6級**】

難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている

医療機器等の装着をしている

立つことや歩行ができない

物がみえない(見えにくい)

危険なことを判断できない

その他

音がきこえない(聞き取りにくい)

言葉や文字の理解がむずかしい

顔を見ても知人や家族とわからない

事業所名等	担当者名	電話番号
かかりつけ医療機関		
かかりつけ薬局		
介護保険ケアマネージャー	▼居宅介護支援事業所 ●● マル子	026-226-XXXX
訪問看護ステーション		
利用施設等		
民生児童委員	■ ■ 四画	026-296-■■■■
医療機器の会社		
酸素供給の会社		
電力会社		
その他		

※医療機器を使用している場合は、緊急の対応について機器メーカーとよく相談しておく必要があります。

平時非公開項目
☑ 避難支援等関係者、実施者
へ公開を希望する

平時非公開項目
☑ 避難支援等関係者、実施者
へ公開を希望する

避難時に配慮しなくてはならない事項

特記事項

生命に関わるような非常持ち出し品(特別な薬や医療機器など)
品名: 保管場所:

住所・居所のハザード状況

L2浸水深

~0.5M 0.5~3.0M 3.0~5.0M 5.0~10.0M 10.0M以上

氾濫流 河岸浸食

土砂等

急傾斜(イエロー) 土石流(イエロー) 地滑り(イエロー)

急傾斜(レッド) 土石流(レッド)

・左耳が聞き取りにくい。話をするときは右側から

・寝室はトイレの横の部屋

心身の状況、普段いる部屋、寝室の位置、不在時の目印、避難済みの目印、持ち出し品等

避難支援時の留意事項

・避難所までの距離が▼kmほどあるため、発災前の避難の場合は自動車移動を想定

・避難所(〇〇小学校)の前の道には段差があり注意が必要

・避難経路(図示のとおり)

自宅 ⇒ ●●信号を右折 ⇒ 〇〇交差点を左折 ⇒ 直進 ⇒ 〇〇小学校正門

(避難経路はアンダーパスを避け、浸水害の影響のないルートを選択している)

【注意】市へ提出した計画書の内容に変更が生じた場合は、先ずは市へご相談ください。